

神戸町空家バンク事業の実施に関する協定書

神戸町（以下「甲」という。）と公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会西濃支部（以下「乙」という。）とは、空家の有効活用や神戸町への移住定住を目的として、空家の売買、賃貸借を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、空家の利用を希望する者へ紹介する「神戸町空家バンク事業」（以下「事業」という。）の実施に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て、事業を円滑に実施するうえで必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲の事業の実施にあたり、乙は、次に掲げる事項について協力又は助言を行うものとする。

- (1) 町内での事業の推進に関すること
- (2) 乙の加盟会員への事業の広報、協力事業者に関すること
- (3) その他事業を円滑に実施するために必要な事項

（協定の見直し）

第3条 この協定は、事業の推進によって生じた問題点に対応するとともに、諸制度の改正等に応じて、甲乙の協議により変更を行うことができるものとする。

（協定の解除）

第4条 甲又は乙は、この協定による業務の履行の必要がなくなったと判断したときは、甲乙協議してこの協定を解除するものとする。

（その他）

第5条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 神戸町大字神戸1111番地
神戸町長 谷村 成基

乙